

# 楽天株式会社

## 第23回 定時株主総会招集ご通知

### 開催情報

日 時 2020年3月27日（金曜日） 午前10時  
場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」

### 報告事項

1. 第23期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 取締役の報酬等の内容改定の件（ストックオプションの付与）

- 株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当社株主総会におけるコロナウイルス感染防止への対応については、下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。今後の状況変化によっては、内容を随時更新いたします。  
<https://corp.rakuten.co.jp/investors/stock/meeting.html>



証券コード 4755



[ 企業理念 ]

## イノベーションを通じて、 人々と社会をエンパワーメントする

当社グループは、イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントすることを経営の基本理念としています。ユーザー及び取引先企業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすることで、社会を変革し豊かにしていくことに寄与していきます。

代表取締役会長兼社長  
三木谷 浩史

2019年は、当社グループにとっていくつもの挑戦と成果がありました。

インターネットサービス事業では、物流基盤やファッション事業を強化し、また、多様化する消費者ニーズに対して常にサービス品質の改善に努め、パートナー企業を含む持続的な成長を目指したビジネスモデルの進化に取り組んできたことで、『楽天市場』を中心に国内E C流通総額が二桁成長と順調に推移しています。

フィンテック事業は、『楽天カード』の取扱高の伸びに加え、『楽天銀行』、『楽天証券』、『楽天生命』、『楽天損保』等において顧客獲得ペースが加速しています。更に、政府のキャッシュレス政策の後押しもあり、『楽天ペイ』、『楽天Edy』、『楽天ポイントカード』等の支払い事業は、オンラインとオフライン双方において業界の成長を牽引しています。

モバイル事業は、業界では実現不可能と言われていた世界初となるエンドツーエンドの完全仮想化クラウドネイティブネットワークによる携帯キャリアサービスが、準備期間わずか18か月で、2019年10月のサービス開始まで辿りつくこと

ができました。本年は本格的にサービスを拡大していく年になります。大きなチャレンジとなりますが、当社グループの総力を結集して、これまでにないようなモバイルサービスをユーザーに届けたいと思います。

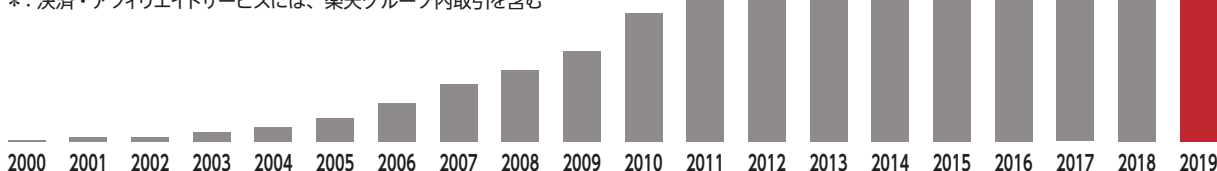
海外においては、『Rakuten Viber』や『Rakuten Viki』、『Rakuten Kobo』といった事業が順調に育ってきています。「FCバルセロナ」や「ゴールデンステート・ウォリアーズ」等とのパートナーシップに加え、『Ebates』から『Rakuten』ブランドへの移行、「DAVIS CUP」へのスポンサーシップ、台湾でのプロ野球参入を通じたブランディング等により、『Rakuten』ブランドのグローバルでの認知度が加速度的に上昇しています。

これらの結果、当社グループは、グローバルでユーザー数が約14億に、グローバル流通総額は19兆円規模にまで成長しました。売上収益は、前年比で14.7%増の約1.3兆円と力強く成長しています。一方で、物流事業の基盤構築やモバイル事業への投資により、Non-GAAPの営業利益は、前年比で41.0%減の951億円となりました。当面、両事業における先行投資は続きますが、将来、楽天エコシステム（経済圏）が一段と進化していくものと信じています。

本年も、「Walk Together」というスローガンのもと、様々なステークホルダーの皆様と共に歩み、共に持続的な成長ができるような楽天エコシステムの進化を図ることで、企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。株主の皆様には今後も格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## グローバル流通総額

- \*：グローバル流通総額＝国内E C流通総額＋クレジットカードショッピング取扱高＋楽天Edy決済取扱高＋楽天ペイ取扱高＋楽天ポイントカード取扱高＋海外E C流通総額＋Rakuten Rewards(旧Ebates)流通総額＋デジタルコンテンツ取扱高＋楽天マーケティング取扱高
- \*：決済・アフィリエイトサービスには、楽天グループ内取引を含む



# 19.0兆円

株主各位

証券コード4755  
2020年3月12日  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号  
**楽天株式会社**  
代表取締役会長兼社長  
三木谷 浩史

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2020年3月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
3. 会議の目的事項
- 報告事項 1. 第23期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）事業報告、連結計算書類及び  
計算書類報告の件  
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 取締役の報酬等の内容改定の件（ストックオプションの付与）

以 上

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権の行使についてのご案内

### 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのであらかじめご了承ください。

開催日：2020年3月27日（金曜日）午前10時

### 株主総会にご出席いただけない場合



#### ■書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限：2020年3月26日（木曜日）午後6時必着



#### ■インターネット等による議決権行使

次ページのインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限：2020年3月26日（木曜日）午後6時まで

### インターネットによる開示について

- 下記の事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - ・ 事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
  - ・ 連結計算書類のうち「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
  - ・ 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、本招集ご通知に記載されている添付書類は、監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知は当社ウェブサイトにも掲載しております。（和文及び英訳）

当社ウェブサイトアドレス <https://corp.rakuten.co.jp/investors/stock/meeting.html>

# インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限：2020年3月26日（木曜日）午後6時まで

## スマートフォンによるアクセス手順

### 「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

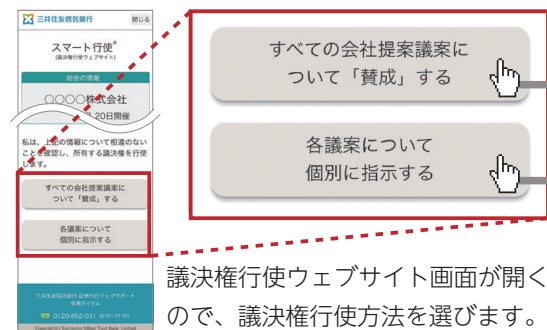
 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

#### STEP 1 QRコード®を読み取る



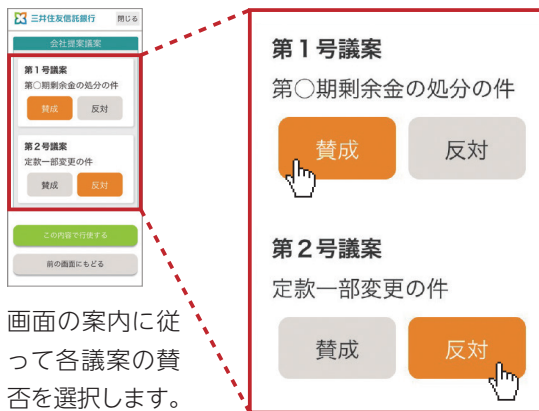
同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

#### STEP 2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選びます。

#### STEP 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択します。

#### STEP 4 画面の案内に従って行使完了です。

一度議決権を行使した後で行使内容を修正される場合には、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## パソコン・携帯電話等によるアクセス手順

### 「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

#### STEP 1 ウェブサイトへアクセス

##### 議決権行使ウェブサイトアドレス

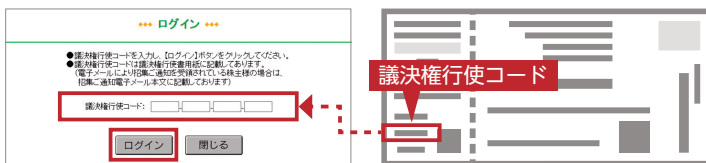
ウェブ行使  
https://www.web54.net

※QRコード<sup>®</sup>読み取り機能付の携帯電話等をご利用の場合は、右記のQRコード<sup>®</sup>を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。



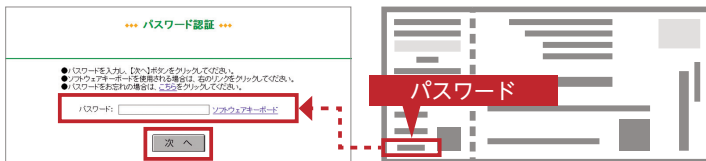
QRコード

#### STEP 2 「議決権行使コード」を入力してログイン



「議決権行使コード」は、同封の議決権行使書用紙に表示されています。

#### STEP 3 「パスワード」を入力して次へ



「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に表示されています。

#### STEP 4 画面の案内に従って賛否をご入力ください

### 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使コード及びパスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号等と同様、大切にお取扱いください。

### お問合せ

#### 議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問合せ

三井住友信託銀行株式会社  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
☎️ 0120-652-031 9時～21時

#### その他のご照会

- 証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社へお問い合わせください。
- 証券会社に口座のない株主様  
(特別口座をお持ちの株主様)  
三井住友信託銀行株式会社  
証券代行事務センター  
☎️ 0120-782-031  
9時～17時 土日・祝日除く

#### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、前記インターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

業務執行取締役等でない取締役及び監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結するため、現行定款第27条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）の一部をそれぞれ変更することにつきご承認をお願いするものです。

なお、現行定款第27条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ています。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分に変更箇所）

現行定款	変更案
<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第35条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に任務を怠ったことによる監査役の</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>



## 第2号議案 取締役7名選任の件

### 1. 提案の理由

現任の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役4名を含む取締役7名の選任をお願いするものです。なお、本議案が原案どおり承認された場合、取締役7名のうち4名を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定です。

### 2. 取締役会に関する考え方

（コーポレート・ガバナンスの実効性を高める施策）

当社グループは、イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントすることを経営の基本理念としています。ユーザー及び取引先企業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすることで、社会を変革し豊かにしていきます。その実践のために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置付け、様々な施策を講じています。

当社は、監査役会設置会社であり、経営の監査を行う監査役会は、社外監査役が過半数を占める構成となっています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を進めるため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役を中心として客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営に関する多角的な議論を自由闊達に行っています。更に、取締役会とは別にグループ経営戦略等に関するロングミーティングを開催し、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない中長期的視野に立った議論を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

（取締役候補者の選定）

当社は、企業理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、当社グループの更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、その任期を1年として、毎年の株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としています。

具体的には、IT業界、金融業界、会社経営、法曹、行政、コンサルティング等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定及び監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しています。

第23回定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案どおり承認された場合、7名の取締役が就任することとなりますが、適切な経営の意思決定及び監督を行うに当たり、適正な規模と考えています。また、当社は取締役の多様性も重視しており、取締役候補者7名のうち、女性1名、外国人2名を、社外取締役候補者4名のうち、女性1名、外国人1名を選定しています。

(独立役員の独立性について)

透明性の高い経営と強固な経営監督機能を確立し企業価値の向上を図るため、当社の社外役員の中から独立役員を選定するに当たり、原則として、以下のいずれにも該当しない者を独立性を有する者と判断しています。

- a. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者（※1）
- b. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先（※2）若しくはその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- d. 当社の総議決権の10%以上を実質的に有する者又はその業務執行者
- e. 最近においてaからdまでのいずれかに該当していた（※3）者
- f. 上記aからeまでのいずれかに掲げる者の近親者又は当社若しくは当社子会社の業務執行者（最近まで業務執行者であった者を含む。）の近親者（社外監査役を独立役員として指定する場合は、当社又は当社子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与の近親者を含む。）

※1：会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人も含む。

※2：当社との取引額等を基準とし、当社からの支払額が当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%以上を占める場合をいう。

※3：当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、aからdまでのいずれかに該当していた等、実質的に現在と同視できるような場合をいう。

### 3. 候補者について

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名		当社における地位	在任年数	取締役会への出席状況
1	三木谷 浩史	再任	代表取締役会長兼社長	23年	100% (12回/12回中)
2	穂坂 雅之	再任	代表取締役副会長	6年	92% (11回/12回中)
3	Charles B. Baxter	再任	取締役	9年	83% (10回/12回中)
4	久夢良木 健	再任 社外 独立	取締役	10年	100% (12回/12回中)
5	Sarah J. M. Whitley	再任 社外 独立	取締役	1年	89% (8回/9回中)
6	御立 尚資	再任 社外 独立	取締役	4年	100% (12回/12回中)
7	村井 純	再任 社外 独立	取締役	8年	92% (11回/12回中)

(注) Sarah J. M. Whitley氏については、2019年3月28日取締役就任後の状況を記載しています。

候補者番号 1

みきたにひろし  
三木谷 浩史

再任

## 当社における担当▶

会長兼社長最高執行役員  
グループカンパニーディビジョングループプレジデント

## 候補者とした理由▶

1997年2月の当社創業以来、代表取締役として23年にわたり当社グループの経営を指揮し、他に類を見ない革新的なビジネスモデル「楽天エコシステム（経済圏）」を確立させてきました。また、最高執行役員及びインターネットサービスセグメントリーダーとして当社グループ全体及び当該セグメントの成長を牽引しています。当社グループの更なる発展のために、引き続き選任をお願いするものです。

## 生年月日

1965年3月11日生

## 略歴、地位及び担当

## 所有する当社株式の数

176,346,300株

## 取締役会への出席状況

100% (12回/12回中)

1988年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行

1993年5月 ハーバード大学経営大学院修士号取得

1996年2月 株式会社クリムゾングループ（現合同会社クリムゾングループ） 代表取締役社長（現代表社員）（現任）

1997年2月 当社設立、代表取締役社長

2001年2月 当社代表取締役会長兼社長（現任）

2004年3月 当社最高執行役員（現任）

2006年4月 株式会社クリムゾンフットボールクラブ（現楽天ヴィッセル神戸株式会社） 代表取締役会長（現任）

2008年1月 株式会社楽天野球団代表取締役会長

2010年2月 一般社団法人eビジネス推進連合会（現一般社団法人新経済連盟） 代表理事（現任）

2011年10月 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長（現任）

2012年8月 株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー（現任）

2015年3月 Lyft, Inc. Director（現任）

2016年8月 Aspyrian Therapeutics, Inc.（現Rakuten Medical, Inc.）  
Chairman & Director

2017年9月 ジェネシスヘルスケア株式会社社外取締役（現任）

2018年1月 楽天モバイルネットワーク株式会社（現楽天モバイル株式会社） 代表取締役会長

2018年11月 Rakuten Aspyrian, Inc.（現 Rakuten Medical, Inc.） Chairman &amp; CEO（現任）

2020年1月 楽天モバイル株式会社代表取締役会長兼CEO（現任）

## 重要な兼職の状況

合同会社クリムゾングループ代表社員

楽天ヴィッセル神戸株式会社代表取締役会長

一般社団法人新経済連盟代表理事

公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長

株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー

Rakuten Medical, Inc. Chairman &amp; CEO

楽天モバイル株式会社代表取締役会長兼CEO

候補者番号

2

ほ さ か ま さ ゆ き  
穂坂 雅之

再任

## 当社における担当▶

副会長執行役員  
フィンテックグループカンパニープレジデント

## 候補者とした理由▶

クレジットカードサービス会社での経験を経て、2003年に当社のパーソナルファイナンス事業準備室長としてFintech事業の立ち上げに参画し、同事業の急成長に貢献してきました。また、Fintechセグメントリーダーとして当該セグメントの成長を牽引しています。当社グループの更なる発展のために、引き続き選任をお願いするものです。

## 生年月日

1954年7月31日生

## 略歴、地位及び担当

## 所有する当社株式の数

116,600株

## 取締役会への出席状況

92% (11回/12回中)

1980年4月 オリックス・クレジット株式会社入社  
 2003年12月 当社パーソナルファイナンス事業準備室長  
 2005年5月 当社執行役員  
 2006年2月 楽天クレジット株式会社（現楽天カード株式会社）代表取締役社長  
 2007年3月 同社取締役副会長  
 2009年4月 同社代表取締役社長（現任）  
 2013年2月 当社常務執行役員  
 2014年1月 当社副社長執行役員  
 2014年3月 当社代表取締役（現任）  
 2016年4月 当社副会長執行役員（現任）  
 2016年7月 当社カード&ペイメントカンパニー（現フィンテックグループカンパニー）プレジデント（現任）

## 重要な兼職の状況

楽天カード株式会社代表取締役社長

候補者番号 **3**

チャールズ・B・バクスター  
**Charles B. Baxter**

再任

**当社における担当**▶

— (Rakuten USA, Inc. Chairman & Director)

**候補者とした理由**▶

インターネット業界及び企業経営に精通していることに加え、2012年よりRakuten USA, Inc.のChairman & Directorを務める等の貢献を踏まえ、当社グループの米国事業をより一層推進するために、引き続き選任をお願いするものです。

**生年月日**

1965年4月19日生

**略歴、地位及び担当**

1998年10月 eTranslate, Inc. CEO

2001年3月 当社取締役

2003年3月 当社取締役退任

2004年7月 Wineshipping.com LLC Chairman (現任)

2011年3月 当社取締役 (現任)

2012年2月 Rakuten USA, Inc. Chairman & Director (現任)

2015年1月 Reyns Holdco, Inc. Chairman (現任)

**所有する当社株式の数**

0株

**取締役会への出席状況**

83% (10回/12回中)

**重要な兼職の状況**

—

候補者番号 4

くたらぎけん  
久多良木 健

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

## 候補者とした理由▶

主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。

## 生年月日

1950年8月2日生

## 略歴、地位及び担当

1975年4月 ソニー株式会社入社  
 1993年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント（現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント）取締役  
 1999年4月 同社代表取締役社長  
 2000年6月 ソニー株式会社取締役  
 2003年11月 同社取締役副社長兼COO  
 2006年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント（現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント）代表取締役会長兼グループCEO  
 2007年6月 同社名誉会長  
 ソニー株式会社シニア・テクノロジーアドバイザー  
 2009年10月 サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役社長兼CEO（現任）  
 2010年3月 当社社外取締役（現任）  
 2018年1月 株式会社GA technologies社外取締役（現任）  
 2019年4月 スマートニュース株式会社社外取締役（現任）

## 所有する当社株式の数

10,000株

## 取締役会への出席状況

100%（12回/12回中）

## 重要な兼職の状況

サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役社長兼CEO  
 株式会社GA technologies社外取締役  
 スマートニュース株式会社社外取締役

候補者番号 **5**

サラ・J.M・ウィットリー

**Sarah J. M. Whitley**

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

**候補者とした理由**▶

投資家として当社及び日本企業を長年にわたり見てきた経験から、当社の企業価値を向上させるための経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、過去に会社の経営に直接関与したことはございませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

**生年月日**

1958年8月6日生

**所有する当社株式の数**  
0株

**取締役会への出席状況**  
89% (8回/9回中)

**略歴、地位及び担当**

1980年9月 Baillie Gifford & Co.入社  
 1986年5月 Baillie Gifford & Co.パートナー  
 2018年4月 Baillie Gifford & Co.退任  
 2019年3月 当社社外取締役 (現任)  
 2019年5月 Foundation Scotland Trustee (現任)  
 2019年5月 Edinburgh International Festival Endowment Fund Chair (現任)  
 2019年6月 The Royal Scottish Academy Foundation Trustee (現任)

**重要な兼職の状況**

Foundation Scotland Trustee  
 Edinburgh International Festival Endowment Fund Chair  
 The Royal Scottish Academy Foundation Trustee



候補者番号 6

みたち たかし  
御立 尚資

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

## 候補者とした理由▶

経営コンサルタントとしての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

## 生年月日

1957年1月21日生

## 略歴、地位及び担当

所有する当社株式の数  
0株

## 取締役会への出席状況

100% (12回/12回中)

1979年4月 日本航空株式会社入社  
 1992年6月 ハーバード大学経営大学院修士号取得  
 1993年10月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ入社  
 1999年1月 同社ヴァイスプレジデント  
 2005年1月 同社日本代表  
 2011年4月 特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画WFP協会理事  
 2013年4月 京都大学経営管理大学院客員教授 (現任)  
 2016年1月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター  
 2016年3月 当社社外取締役 (現任)  
 2016年6月 株式会社ロッテホールディングス社外取締役 (現任)  
 2017年3月 DMG森精機株式会社社外取締役 (現任)  
 2017年3月 株式会社FiNC (現株式会社FiNC Technologies) 社外取締役 (現任・2020年3月退任予定)  
 2017年3月 ユニ・チャーム株式会社社外取締役 (現任)  
 2017年4月 公益財団法人大原美術館理事 (現任)  
 2017年6月 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 (現任)  
 2017年10月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ シニア・アドバイザー (現任)  
 2018年3月 公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン専務理事 (現任)

## 重要な兼職の状況

京都大学経営管理大学院客員教授  
 DMG森精機株式会社社外取締役  
 ユニ・チャーム株式会社社外取締役  
 公益財団法人大原美術館理事  
 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役  
 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ シニア・アドバイザー  
 公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン専務理事

候補者番号 **7**

むら い じゅん  
**村井 純**

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

**候補者とした理由**▶

インターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

**生年月日**

1955年3月29日生

**略歴、地位及び担当**

**所有する当社株式の数**

5,500株

**取締役会への出席状況**

92% (11回/12回中)

1984年8月 東京工業大学総合情報処理センター助手  
 1987年3月 慶應義塾大学工学博士号取得  
 1987年4月 東京大学大型計算機センター（現東京大学情報基盤センター）助手  
 1990年4月 慶應義塾大学環境情報学部助教授  
 1997年4月 同大学環境情報学部教授（現任・2020年3月退任予定）  
 2005年5月 学校法人慶應義塾常任理事  
 2009年10月 慶應義塾大学環境情報学部長  
 2011年9月 株式会社ブロードバンドタワー社外取締役（現任）  
 2012年3月 当社社外取締役（現任）  
 2017年10月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長  
 2018年6月 株式会社ラック社外取締役（現任）  
 2019年11月 HAPSモバイル株式会社社外取締役（現任）

**重要な兼職の状況**

慶應義塾大学環境情報学部教授（2020年3月退任予定）  
 株式会社ブロードバンドタワー社外取締役  
 株式会社ラック社外取締役  
 HAPSモバイル株式会社社外取締役

- (注) 1. 三木谷浩史氏は、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団の理事長及び一般社団法人新経済連盟の代表理事であり、当社は両団体に対して協賛金及び会費の支払を行っていますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
2. 御立尚資氏は、京都大学経営管理大学院客員教授であり、当社は同大学に対して寄付等を行っていますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパンの専務理事であり、当社は同団体に対して寄付を行っていますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
3. 村井純氏は、慶應義塾大学環境情報学部教授であり（2020年3月退任予定）、当社は同大学が運営の一部を担う国際標準化団体に対して会費の支払いを行っていますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、株式会社ブロードバンドタワー及び株式会社ラックの社外取締役であり、それぞれ当社に対して役員提供等の取引関係がありますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
4. 久尋良木健、Sarah J. M. Whitley、御立尚資、村井純の4氏は、社外取締役候補者です。
5. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を社外取締役（第1号議案が承認された場合には、業務執行取締役等でない取締役）との間で締結することができる旨を定めており、現在当社の社外取締役である久尋良木健、Sarah J. M. Whitley、御立尚資、村井純の4氏といずれも責任限定契約を締結しています。なお、4氏の再任をご承認いただいた場合、当社は4氏との当該責任限定契約を継続する予定です。また、Charles B. Baxter氏は業務執行取締役等には該当せず、再任された場合にも業務執行を行うことを予定していません。同氏の選任をご承認いただいた場合、第1号議案のご承認を条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び同議案承認により変更後の当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。
6. 久尋良木健、Sarah J. M. Whitley、御立尚資、村井純の4氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、4氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定です。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 内田貴秀、山口勝之の両氏は任期満了となりますので、新任1名を含む監査役2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号 1

やまぐち かつゆき  
**山口 勝之**

社外監査役候補者

独立役員候補者

再任

### 候補者とした理由▶

企業法務に精通した弁護士としての専門知識や幅広い経験を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものです。現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって19年となります。

### 生年月日

1966年9月22日生

### 略歴及び地位

1991年4月 第一東京弁護士会登録  
西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所  
1997年5月 コロンビア大学ロースクール卒業（LL.M.）  
1997年9月 ニューヨークDebevoise & Plimpton法律事務所勤務  
1998年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
1998年5月 パリDebevoise & Plimpton法律事務所勤務  
1999年2月 パリSimeon & Associates法律事務所勤務  
1999年7月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）復職  
2000年8月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー弁護士  
2001年3月 当社社外監査役（現任）  
2007年7月 フリービット株式会社社外監査役（現任）  
2013年9月 株式会社ブレインパッド社外監査役（現任）  
2015年6月 株式会社博報堂DYホールディングス社外監査役（現任）  
2016年4月 Lex Mundi Director（現任）  
2018年9月 西村あさひ法律事務所ニューヨーク事務所執行パートナー（現任）

所有する当社株式の数  
69,500株

取締役会への出席状況  
92%（11回/12回中）

監査役会への出席状況  
100%（6回/6回中）

### 重要な兼職の状況

フリービット株式会社社外監査役  
株式会社ブレインパッド社外監査役  
株式会社博報堂DYホールディングス社外監査役  
Lex Mundi Director  
西村あさひ法律事務所ニューヨーク事務所執行パートナー

候補者番号 2

にしかわ よしあき  
西川 義明

新任

## 候補者とした理由▶

主に金融事業に関する幅広い知識と経験を当社の監査体制に活かしていただきたいため、監査役として選任をお願いするものです。

## 生年月日

1958年8月30日生

## 略歴及び地位

1981年4月 ファミリー信販株式会社（現オリックスクレジット株式会社）入社

2004年1月 株式会社新生銀行入社

2004年10月 株式会社あおぞらカード（現楽天カード株式会社）入社

2012年7月 楽天カード株式会社常勤監査役

2014年6月 楽天証券株式会社監査役

2015年6月 楽天生命株式会社監査役

2016年5月 楽天Edyオペレーション株式会社（現楽天Edy株式会社）監査役（現任）

2018年7月 楽天インシュアランスホールディングス株式会社常勤監査役（現任）

2019年1月 楽天インシュアランスプランニング株式会社監査役（現任）

## 所有する当社株式の数

7,200株

## 取締役会への出席状況

-

## 監査役会への出席状況

-

## 重要な兼職の状況

-

- (注) 1. 山口勝之氏は、西村あさひ法律事務所ニューヨーク事務所の執行パートナーであり、同所は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
2. 山口勝之氏は、社外監査役候補者です。
3. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を社外監査役（第1号議案が承認された場合には、監査役）との間で締結することができる旨を定めており、現在当社の社外監査役である山口勝之氏と責任限定契約を締結しています。なお、同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定です。また、西川義明氏の選任をご承認いただいた場合、第1号議案のご承認を条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び同議案承認により変更後の当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。
4. 山口勝之氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、山口勝之氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定です。

## 第4号議案 取締役の報酬等の内容改定の件（ストックオプションの付与）

本議案は、会社法第361条の規定に基づき、2015年3月27日開催の第18回定時株主総会において承認されている報酬額とは別枠にて、当社取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する報酬等として新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を付与することにつきご承認をお願いするものです。

本新株予約権は、①権利行使時に、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する在任時行使型、②当社、当社子会社及び当社関連会社を退職した日の翌日から10日以内に限り行使可能となる退職時報酬型の2種類の発行を予定しており、それぞれの具体的な内容は後記のとおりです。

なお、第2号議案が承認されますと、社外取締役を除く当社取締役は3名となり、そのうち、当社執行役員を兼務する取締役は2名となる予定です。

### 1. 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を付与することを相当とする理由及び算定の基準

#### 【理由】

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を業績連動報酬の一部として当社取締役に付与することにより、当社取締役が株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆様と共有し、当社グループの業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めることができると考えています。当社取締役の意欲向上による当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社取締役を対象とする在任時行使型及び退職時報酬型のストックオプション制度を実施しようとするものです。

#### 【算定の基準】

当社取締役の報酬等として付与する本新株予約権の額は、本新株予約権の割当日において算定した本新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる本新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとします。本新株予約権1個当たりの公正価額とは、本新株予約権の割当日の株価及び本新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとします。

## 2. 在任時行使型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役

### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において1,000,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

### (3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、10,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

### (4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

### (6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

### (7) 新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、及び諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

- ②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ⑤新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
  - i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。



(9) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

### 3. 退職時報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役で当社執行役員を兼務する者

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各事業年度において1,000,000株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、10,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）から40年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

### (7) 新株予約権の行使の条件等

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- ④新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
  - i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### (9) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

# 1 企業集団の現況に関する事項

## 1. 事業の経過及びその成果

売上収益	Non-GAAP営業利益	IFRS営業利益	当期損失 (親会社の所有者帰属)
1兆2,639億円 (前期比14.7%増) 	951億円 (前期比41.0%減) 	727億円 (前期比57.3%減) 	319億円 (前期比1,742億円減) 

国際会計基準の適用：当社グループでは、第17期から会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。

当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下、Non-GAAP指標）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下、IFRS営業利益）から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。なお、非経常的な項目とは、将来見通し作成の観点から一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことで、その他の調整項目とは、適用する会計基準等により差異が生じ易く企業間の比較可能性が低い、株式報酬費用や子会社取得時に認識した無形資産の償却費等を指します。

(注) Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)が定める基準を参照していますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

## ■ 当期の経営成績 (Non-GAAPベース)

当連結会計年度における世界経済は、全体としては緩やかに回復しているものの、先行きについては、通商問題の動向、中東地域を巡る情勢、金融資本市場の変動の影響等について留意する必要があります。日本経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、企業の設備投資や個人消費の増加を受け、緩やかに回復しています。

総務省が発表した情報通信白書（注）によると、インターネットをはじめとする情報通信技術（ICT）の発展・普及がもたらした新しい経済、そして社会の姿は「デジタル経済」と呼ばれるようになってきており、我が国は、その進化の先にある社会として、IoT、AI等の革新的技術によって実現する、現在の情報社会の次の段階に位置付けられる「Society 5.0」を展望しているとされています。

(注) 総務省「令和元年版 情報通信白書」

このような環境下、当社グループは、メンバーシップ、データ及びブランドを結集したビジネスの展開、AI等を積極的に活用したサービスの開発・展開を進めています。通信サービスにおいては、2020年4月に予定する第4世代移動通信システム（4G）の本格サービス開始に向け、基地局の開設等を進めるとともに、同年6月に予定する第5世代移動通信システム（5G）サービス開始に向け、実証実験等を実施しています。

インターネットサービスの主力サービスである国内ECにおいては、流通総額及び売上収益の更なる成長を目指し、ロイヤルカスタマーの醸成や新規顧客の獲得のための販促活動、クロスユースの促進に加え、楽天エコシステムのオープン化戦略、自社物流網の整備・強化等に注力しました。海外インターネットサービスにおいては、各サービスの「Rakuten」ブランドへの統合を進め、積極的な販促活動を通じて、海外におけるブランド認知度の向上及び事業の拡大を進めました。投資事業においては、ライドシェアビジネスに係る株式投資の株式評価益等を計上した結果、当連結会計年度の株式評価益は75,120百万円となりました。

フィンテックにおいては、『楽天カード』会員基盤の拡大に伴うショッピング取扱高やリボ残高が伸長し、売上収益及び利益の増加に貢献したほか、銀行サービスにおいては、ローン残高の伸長に伴う貸出金利息収益等の増加や事務の効率化等により、マイナス金利政策の環境下にもかかわらず、売上収益及び利益拡大が続いています。証券サービスにおいては、国内株式市場の伸び悩みを背景とした手数料収入の減少等により減収減益となりました。

モバイルにおいては、世界初となるエンドツーエンドの完全仮想化クラウドネイティブネットワークを提供する携帯キャリア事業として、2020年4月に予定する本格サービス開始に向け、基地局の開設等を進めるとともに、2019年10月より、音声・データ通信サービスを無償でご利用いただける「無料サポータープログラム」を、約5,000名を対象に開始しました。これに伴い、第4四半期連結会計期間より有形固定資産の減価償却費、他社回線ローミングエリアにおける回線使用料等が発生しています。「無料サポータープログラム」については、2020年1月に最大20,000人の追加募集を行い、ネットワークサービスエリアでの利用を通じて、安定性の検証を含めた品質の向上に努めています。また、仮想移動体通信事業者（MVNO）サービス『楽天モバイル』、メッセージング及びVoIPサービス『Rakuten Viber』においても、会員基盤の拡大に伴い、売上収益が大幅に増加しています。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上収益は1,263,932百万円（前連結会計年度比14.7%増）、Non-GAAP営業利益は95,129百万円（前連結会計年度比41.0%減）となりました。

## ■Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整

当連結会計年度において、Non-GAAP営業利益にて控除される無形資産の償却費は8,764百万円、株式報酬費用は10,137百万円となりました。また、米国地域における固定資産の減損損失など3,483百万円を非経常的な項目として計上しました。なお、前連結会計年度は、株式会社オーネットの全株式譲渡等により28,110百万円を非経常的な項目として計上しています。

## ■当期営業成績（IFRSベース）

当連結会計年度における売上収益は1,263,932百万円（前連結会計年度比14.7%増）、営業利益は72,745百万円（前連結会計年度比57.3%減）、当期損失（親会社の所有者帰属）は31,888百万円（前連結会計年度は142,282百万円の当期利益）となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (第22期) (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (第23期) (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日)	増減額	増減率
売上収益	1,101,480	<b>1,263,932</b>	162,452	14.7%
Non-GAAP営業利益	161,130	<b>95,129</b>	△66,001	△41.0%
無形資産償却費	△10,982	<b>△8,764</b>	2,218	△20.2%
株式報酬費用	△7,833	<b>△10,137</b>	△2,304	29.4%
非経常的な項目(△は損失)	28,110	<b>△3,483</b>	△31,593	—
IFRS営業利益	170,425	<b>72,745</b>	△97,680	△57.3%
当期利益（親会社の所有者帰属）	142,282	<b>△31,888</b>	△174,170	—

## ■セグメントの概況

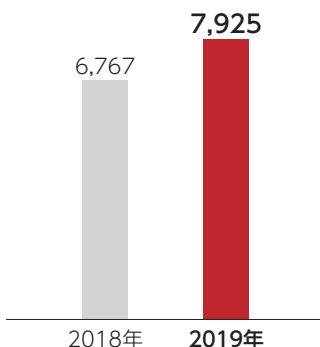
各セグメントにおける業績は次のとおりです。IFRS上のマネジメントアプローチの観点から、セグメント損益をNon-GAAP営業損益ベースで表示しています。



## インターネットサービス

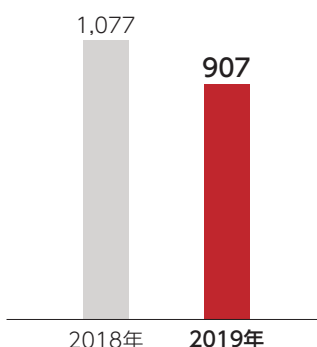
### セグメント売上収益

(単位：億円)



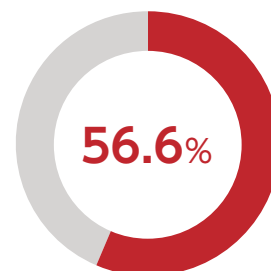
### セグメント利益

(単位：億円)



### 売上収益構成比

(調整額は除く)



#### 主な事業

- 国内E C (楽天市場、楽天トラベル等)
- 海外E C (Rakuten Rewards (旧 Ebates)、Rakuten Marketing等)
- 投資 (Rakuten Capital)
- 電子書籍サービス (楽天Kobo等)
- プロスポーツ (楽天イーグルス、ヴィッセル神戸等)

当連結会計年度のインターネットサービスセグメントは、主力サービスである国内E Cにおいては、流通総額及び売上収益の更なる成長を目指し、ロイヤルカスタマーの醸成や新規顧客の獲得のための販促活動、クロスユースの促進に加え、楽天エコシステムのオープン化戦略等に注力しました。また、包括的な物流サービスを提供する「ワンデリバリー」構想のもと、自社物流施設への楽天市場出店店舗商品の受入れ拡大やラストワンマイルにおける自社配送エリアの拡大等、自社物流網の整備・強化に努め、配送業者による物量制限、配送料金値上げによる影響の中長期的な緩和を図るとともに、顧客と楽天サービス出店者双方の利便性向上に注力しています。海外インターネットサービスにおいては、各サービスの「Rakuten」ブランドへの統合を進め、積極的な販促活動を通じて、海外におけるブランド認知度の向上及び事業の拡大を進めました。投資事業においては、ライドシェアビジネスに係る株式投資の株式評価益等を計上した結果、当連結会計年度の株式評価益は75,120百万円となりました。

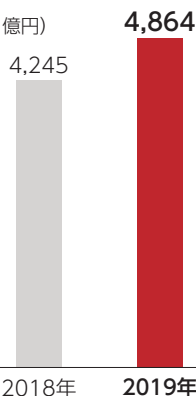
この結果、インターネットサービスセグメントにおける売上収益は792,512百万円（前連結会計年度比17.1%増）、セグメント利益は90,738百万円（前連結会計年度比15.8%減）となりました。

¥

## フィンテック

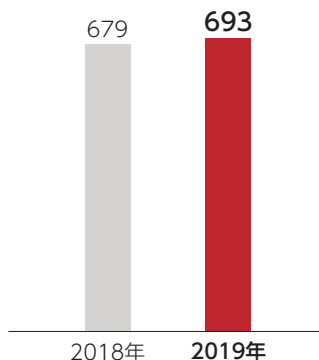
## セグメント売上収益

(単位：億円)



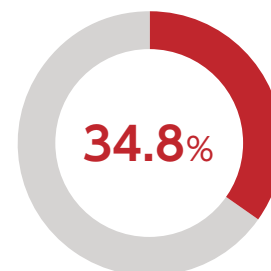
## セグメント利益

(単位：億円)



## 売上収益構成比

(調整額は除く)



## 主な事業

- 楽天カード
- 楽天銀行
- 楽天証券
- 楽天生命
- 楽天損保
- 楽天ペイ

当連結会計年度のフィンテックセグメントは、クレジット関連サービスにおいては、『楽天カード』会員基盤の拡大に伴うショッピング取扱高やリボ残高が伸長し、売上収益及び利益の増加に貢献したほか、銀行サービスにおいては、ローン残高の伸長に伴う貸出金利息収益等の増加や事務の効率化等により、マイナス金利政策の環境下にもかかわらず、売上収益及び利益拡大が続いています。保険サービスにおいては、金融商品の運用による有価証券売却益を計上したことや、前連結会計年度において、西日本豪雨をはじめとする災害への保険金支払いが大きく発生したこと等の反動により、当連結会計年度においては増収増益となりました。証券サービスにおいては、国内株式市場の伸び悩みを背景とした手数料収入の減少等により減収減益となりました。

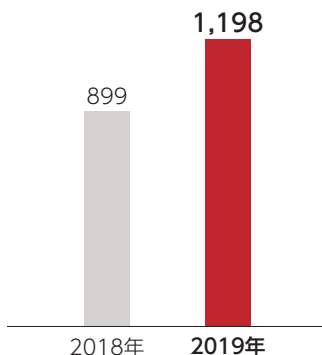
この結果、フィンテックセグメントにおける売上収益は486,372百万円（前連結会計年度比14.6%増）、セグメント利益は69,306百万円（前連結会計年度比2.1%増）となりました。



## モバイル

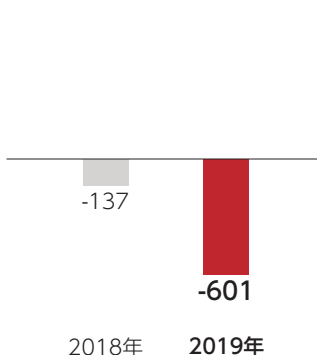
### セグメント売上収益

(単位：億円)



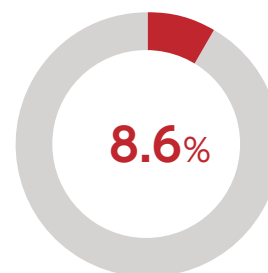
### セグメント利益

(単位：億円)



### 売上収益構成比

(調整額は除く)



#### 主な事業

- 通信 (楽天モバイル等)
- メッセージングサービス (Rakuten Viber)

当連結会計年度のモバイルセグメントにおいては、世界初となるエンドツーエンドの完全仮想化クラウドネイティブネットワークを提供する携帯キャリア事業として、2020年4月に予定する本格サービス開始に向け、基地局の開設等を進めるとともに、2019年10月より、音声・データ通信サービスを無償でご利用いただける「無料サポータープログラム」を、約5,000名を対象に開始しました。これに伴い、第4四半期連結会計期間より有形固定資産の減価償却費、他社回線ローミングエリアにおける回線使用料等が発生しています。「無料サポータープログラム」については、2020年1月に最大20,000人の追加募集を行い、ネットワークサービスエリアでの利用を通じて、安定性の検証を含めた品質の向上に努めています。また、仮想移動体通信事業者 (MVNO) サービス『楽天モバイル』、メッセージング及びVoIPサービス『Rakuten Viber』においても、会員基盤の拡大に伴い、売上収益が大幅に増加しています。

この結果、モバイルセグメントにおける売上収益は119,808百万円 (前連結会計年度比33.3%増)、セグメント損失は60,051百万円 (前連結会計年度は13,672百万円の損失) となりました。



## 2. 財産及び損益の状況

区 分		第20期	第21期	第22期	第23期
		(自 2016年 1月 1日 至 2016年12月31日)	(自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	(自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
売上収益	(百万円)	781,916	944,474	1,101,480	<b>1,263,932</b>
営業利益	(百万円)	78,512	149,344	170,425	<b>72,745</b>
Non-GAAP営業利益	(百万円)	119,615	167,010	161,130	<b>95,129</b>
税引前当期利益又は損失 (△)	(百万円)	74,458	138,082	165,423	△ <b>44,558</b>
当期利益又は損失 (△)	(百万円)	38,435	110,488	141,889	△ <b>33,068</b>
当期包括利益	(百万円)	20,106	100,981	124,452	△ <b>42,818</b>
基本的 1株当たり当期利益又は損失(△)	(円)	26.96	80.03	105.43	△ <b>23.55</b>
希薄化後 1株当たり当期利益又は損失(△)	(円)	26.74	79.28	104.38	△ <b>23.55</b>
資産合計	(百万円)	4,604,672	6,184,299	7,345,002	<b>9,165,697</b>
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	682,391	683,181	774,473	<b>735,672</b>
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	478.40	507.32	572.83	<b>542.43</b>
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	30,700	162,056	145,615	<b>318,320</b>
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△26,841	△203,718	△67,569	△ <b>286,290</b>
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	45,200	194,458	208,418	<b>458,340</b>
ROE	(%)	5.7	16.2	19.5	△ <b>4.2</b>
1株当たり配当金	(円)	4.5	4.5	4.5	<b>4.5</b>

- (注) 1. Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益から、当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。
2. 当社グループは保険事業の保険契約準備金に関して、従来、日本において適用されている保険契約に関する法令に定める保険負債の測定方法を適用していましたが、第21期より、市場金利に基づいた割引率により保険負債を測定し、貨幣の時間価値を反映するために、保険負債の帳簿価額に対して発生した利息を純損益に、それ以外の割引率の変動に伴う保険負債の変動額をその他の包括利益に認識する方法に変更しています。これに伴い、第20期の関連する主な経営指標等について、当会計方針の変更を遡及適用した数値を記載しています。

## 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は総額で362,601百万円であり、主として楽天モバイル株式会社における設備投資の増加及びIFRS第16号「リース」適用下における新規リース契約締結に伴う使用権資産の増加等によるものです。

## 4. 資金調達の状況

当社グループは、資金調達的手段として社債を発行しています。当社においては、2019年6月に円建て無担保社債の発行により80,000百万円を、また、同年11月に米ドル建て無担保社債の発行により800百万米ドルを調達しました。楽天カード株式会社においては、2019年12月に円建て無担保社債の発行により50,000百万円を調達しました。

## 5. 企業再編等の状況

当社は、2019年4月1日付で、下記のグループ内再編を行いました。

### ① インターネットサービス事業に係る組織再編

当社を存続会社、当社の完全子会社であるRakuten Direct株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

### ② フィンテック事業に係る組織再編

フィンテック事業子会社（楽天銀行株式会社、楽天証券株式会社等）の株式等を、当社の完全子会社である楽天カード株式会社に、当社を分割会社とする吸収分割方式により、承継させました。

また、決済関連事業（楽天ペイ（実店舗決済）事業、ポイントパートナー事業、Edy事業等）及び楽天Edy株式会社の株式を、楽天ペイメント株式会社に、当社を分割会社とする吸収分割方式により、承継させました。

更に、みんなのビットコイン株式会社（現 楽天ウォレット株式会社）の株式を、楽天ペイメント株式会社に、楽天カード株式会社を分割会社とする吸収分割方式により、承継させました。

### ③ モバイル事業に係る組織再編

当社が展開する仮想移動体通信（MVNO）事業、当社の完全子会社である楽天コミュニケーションズ株式会社の株式等を、当社の完全子会社である楽天モバイルネットワーク株式会社（現 楽天モバイル株式会社）に、当社を分割会社とする吸収分割方式により、承継させました。

## 6. 対処すべき課題

「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、持続可能な成長に向けた仕組を構築することが、当社グループの対処すべき課題です。長期にわたる持続的な成長により、当社グループの企業価値・株主価値の最大化を図るとともに、社会全体に便益をもたらすグローバル イノベーション カンパニーであり続けることを目指します。

### (1) 事業戦略

当社グループが保有するメンバーシップ、データ、ブランドを核とする「楽天エコシステム」において、国内外の会員が複数のサービスを回遊的・継続的に利用できる環境を整備することで、会員一人当たりの生涯価値の最大化、顧客獲得コストの最小化等の相乗効果の創出、グループ収益の最大化を目指します。

EC及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいては、ロイヤルカスタマーの醸成や新規顧客の獲得、クロスユースの促進に加え、楽天エコシステムのオープン化戦略、自社物流網の整備・強化等に注力することで、流通総額及び売上収益の更なる成長を目指します。

クレジットカード関連サービス、銀行サービス、証券サービス、保険サービス、電子マネーサービス等を提供するフィンテックにおいては、事業間の相乗効果の創出、クロスユースの促進、AIや音声認識等のテクノロジーとの融合を通じた一層の成長を目指します。また、キャッシュレス決済においては、2018年4月に経済産業省により策定された「キャッシュレス・ビジョン」の中で、2025年までにキャッシュレス決済比率を40%まで引き上げることが目標とされ、その一環として2019年10月1日には、消費税引き上げにあわせたキャッシュレス決済に対するポイント還元施策が導入されました。これらを背景に、当社グループにおいては、決済サービス導入箇所の拡大や、QR・バーコード決済、電子マネー、ポイントを含む総合的なキャッシュレス決済の推進に取り組むとともに、決済サービスプラットフォーム構想の実現に向け、これらの決済手段を統合したペイメントアプリの機能拡充に引き続き注力します。

モバイルにおいては、2018年4月に総務省より認定を受けた第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画及び2019年4月に認定を受けた第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に則り、世界初となるエンドツーエンドの完全仮想化クラウドネイティブネットワークの構築を行いました。今後は、全国区におけるネットワークの展開を進め、信頼性の高い通信サービスの提供を行うとともに、顧客基盤の拡大に取り組んでまいります。また、5Gにおいては、あらゆるモノがインターネットに繋がるIoTの進展に伴い、その基盤となる通信ネットワークの重要性が飛躍的に増大することが予想されるなかで、「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった5Gの特性を活かした社会諸課題の解決が期待されており、当社グループにおいては、5Gを2020年代の社会インフラとして、消費者の利便性の向上のみならず、様々な分野における活用や新ビジネスの創出を通して、社会的諸課題の解決、地方創生等に貢献していくことを目指します。

また、C2C（消費者間取引）事業、シェアリングエコノミーサービス、広告事業、投資事業といった新たなビジネスポートフォリオの強化、ディープラーニング（深層学習）等のAIの活用に引き続き注力することで、現状にとらわれないイノベーションに不断に挑戦していきます。

こうした個々のビジネスの成長や事業間シナジーの最大限の追求に加え、当社グループが持つメンバーシップやデータ、『楽天スーパーポイント』等の活用による革新的なマーケティング手法の確立、世界共通の会員IDやロイヤルティプログラムを提供するグローバルIDプラットフォームの構築、サービスブランド統合、「FCバルセロナ」、NBA「ゴールデンステート・ウォリアーズ」等とのパートナーシップを通じたブランド価値向上等により、今後も「楽天エコシステム」を国内のみならずグローバルでも拡大していきたいと考えています。このためにはグローバル経営を一層強化する必要があり、経営資源配分の最適化を図るための事業ポートフォリオの見直しをはじめ、技術開発のグローバルでの最適化等に向けた体制強化へも力を入れていきます。

### (2) 経営体制

当社グループは、イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントすることを経営の基本理念としています。ユーザー及び取引先企業へ満足度の高いサービスを提供するとともに、多くの人々の成長を後押しすることで、社会を変革し豊かにしていきます。その実践のために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題の一つと位置付け、様々な施策を講じています。

当社は、監査役会設置会社であり、経営の監査を行う監査役会は、社外監査役が過半数を占める構成となっています。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を進めるため執行役員制を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当社の取締役会においては、独立性が高く多様な分野の専門家である社外取締役を中心として客観的な視点から業務執行の監督を行うとともに、経営に関する多角的な議論を自由闊達に行っています。更に、取締役会とは別にグループ経営戦略等に関するロングミーティングを開催し、短期的な課題や取締役会審議事項に捉われない中長期的視野に立った議論を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

加えて、業務執行における機動性の確保、アカウントビリティ(説明責任)の明確化を実現するために社内カンパニー制を導入しています。

当社グループでは今後もこうした取組を通じて、迅速な経営判断を可能にし、より実効性の高いガバナンス機能を有する経営体制を構築していきます。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、「インターネットサービス」、「フィンテック」及び「モバイル」の3つを報告セグメントとしています。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、オンライン・キャッシュバック・サイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、デジタルコンテンツサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告等の販売、プロスポーツの運営等を行う事業により構成されています。

「フィンテック」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険サービス、損害保険サービス及び電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されています。

「モバイル」セグメントは、通信及びメッセージングサービスの提供等を行う事業により構成されています。

## 8. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
楽天カード株式会社	19,324百万円	100.00%	クレジットカード『楽天カード』の発行及び関連サービスの提供
Ebates Inc.	0.1米ドル	100.00% (100.00%)	オンライン・キャッシュバックサービスの提供
楽天銀行株式会社	25,954百万円	100.00% (100.00%)	インターネット・バンキング・サービスの提供
楽天モバイル株式会社	100百万円	100.00%	音声通話、データ通信サービスの提供
楽天証券株式会社	7,496百万円	100.00% (100.00%)	オンライン証券取引サービスの提供
楽天コミュニケーションズ株式会社	2,026百万円	100.00% (100.00%)	IP電話サービス、クラウドサービス等の提供
楽天損害保険株式会社	5,153百万円	100.00% (100.00%)	損害保険事業の運営
楽天生命保険株式会社	7,500百万円	100.00% (100.00%)	生命保険事業の運営
OverDrive Holdings, Inc.	1米ドル	100.00% (100.00%)	図書館等への電子書籍配信サービスの提供
Rakuten Kobo Inc.	901百万加ドル	100.00% (100.00%)	電子書籍サービスの提供
RAKUTEN MARKETING LLC	1米ドル	100.00% (100.00%)	パフォーマンス・マーケティング・サービスの提供
Viber Media S.a.r.l	20千米ドル	100.00%	モバイルメッセージング及びVoIPサービスの提供

- (注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数です。  
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
 3. 当社グループは、2020年12月期において、その保有するOverDrive Holdings, Inc.の全株式をAragorn Parent Corporationへ譲渡する予定です。

## 9. 主要な営業所

### (1) 当社

名称	所在地	名称	所在地
楽天クリムゾンハウス	東京都世田谷区	名古屋支社	愛知県名古屋市
札幌支社	北海道札幌市	大阪支社	大阪府大阪市
仙台支社	宮城県仙台市	広島支社	広島県広島市
さいたま支社	埼玉県さいたま市	福岡支社	福岡県福岡市

### (2) 子会社

名称	所在地
楽天カード株式会社	東京都世田谷区
Ebates Inc.	米国
楽天銀行株式会社	東京都世田谷区
楽天モバイル株式会社	東京都世田谷区
楽天証券株式会社	東京都世田谷区
楽天コミュニケーションズ株式会社	東京都世田谷区
楽天損害保険株式会社(注)1	東京都千代田区
楽天生命保険株式会社(注)1	東京都世田谷区
OverDrive Holdings, Inc.(注)2	米国
Rakuten Kobo Inc.	カナダ
RAKUTEN MARKETING LLC	米国
Viber Media S.a.r.l	ルクセンブルク

- (注) 1. 2020年2月1日付で本店所在地を東京都新宿区に移転しています。  
 2. 当社グループは、2020年12月期において、その保有するOverDrive Holdings, Inc.の全株式をAragorn Parent Corporationへ譲渡する予定です。

## 10. 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	20,053名	2,839名増

(注) 従業員数には使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでいません。

セグメントの名称	従業員数
インターネットサービス	10,695名
フィンテック	4,808名
モバイル	1,485名
全社（共通）	3,065名
合計	20,053名

(注) 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない開発部門及び管理部門の従業員数です。

## 11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	227,826百万円
株式会社三井住友銀行	115,822百万円
資産管理サービス信託銀行株式会社	90,000百万円



## 2 会社の株式に関する事項

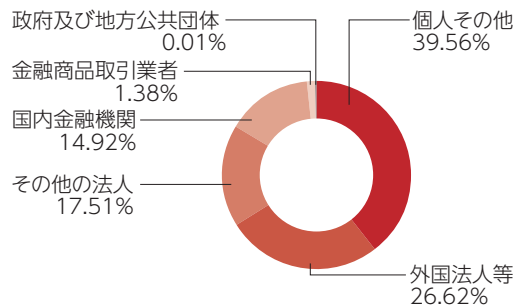
### 1. 発行済株式の総数

1,434,573,900株（自己株式数78,318,938株を含む）

### 2. 株主数

266,743名

所有者別株式分布状況



※自己株式は、「個人その他」に含めています。

### 3. 株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
合同会社クリムゾングループ	226,419,000	16.69
三木谷 浩史	176,346,300	13.00
三木谷 晴子	132,625,000	9.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	61,102,900	4.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	46,108,000	3.40
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	31,879,381	2.35
JP MORGAN CHASE BANK 380055	24,968,856	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	20,053,100	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	18,066,200	1.33
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	17,162,000	1.27

（注）持株比率は、自己株式（78,318,938株）を控除して計算しています。

### 4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における新株予約権等の状況

(1) 当社社員の保有にかかる新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第17回新株予約権 (2013年2月20日決議)	1,497個	普通株式 149,700株	無償	0.01円	2016年3月30日 ～2022年3月28日
第22回新株予約権 (2014年2月20日決議)	1,583個	普通株式 158,300株	無償	0.01円	2017年3月29日 ～2023年3月27日
第36回新株予約権 (2015年2月20日決議)	3,931個	普通株式 393,100株	無償	0.01円	2018年3月29日 ～2024年3月27日
第46回新株予約権 (2016年2月18日決議)	6,160個	普通株式 616,000株	無償	0.01円	2017年3月1日 ～2026年2月27日
第47回新株予約権 (2016年2月18日決議)	45個	普通株式 4,500株	無償	0.01円	2019年3月28日 ～2025年3月26日
第48回新株予約権 (2016年2月18日決議)	15個	普通株式 1,500株	無償	0.01円	2019年3月28日 ～2025年3月26日
第50回新株予約権 (2016年7月22日決議)	21,849個	普通株式 2,184,900株	無償	0.01円	2017年8月1日 ～2026年8月1日
第57回新株予約権 (2017年2月20日決議)	90個	普通株式 9,000株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第58回新株予約権 (2017年2月20日決議)	72個	普通株式 7,200株	無償	0.01円	2020年3月31日 ～2026年3月29日
第59回新株予約権 (2017年2月20日決議)	13,454個	普通株式 1,345,400株	無償	0.01円	2018年3月1日 ～2027年3月1日
第69回新株予約権 (2018年2月19日決議)	84個	普通株式 8,400株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第70回新株予約権 (2018年2月19日決議)	105個	普通株式 10,500株	無償	0.01円	2021年3月31日 ～2027年3月29日
第71回新株予約権 (2018年2月19日決議)	14,153個	普通株式 1,415,300株	無償	0.01円	2019年3月1日 ～2028年3月1日
第72回新株予約権 (2018年4月27日決議)	30,964個	普通株式 3,096,400株	無償	0.01円	2019年5月1日 ～2028年5月1日
第81回新株予約権 (2019年4月26日決議)	12,179個	普通株式 1,217,900株	無償	0.01円	2019年11月1日 ～2059年5月1日

- (注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
2. 第17回新株予約権及び第22回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
3. 第36回新株予約権、第47回新株予約権、第48回新株予約権、第57回新株予約権、第58回新株予約権、第69回新株予約権及び第70回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

4. 第46回新株予約権、第50回新株予約権、第59回新株予約権、第71回新株予約権及び第72回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
  - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
5. 第81回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法

## (2) 当社従業員の保有する新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役	第17回新株予約権	60個	1人
	第22回新株予約権	39個	1人
	第36回新株予約権	78個	1人
	第46回新株予約権	611個	3人
	第50回新株予約権	275個	1人
	第59回新株予約権	1,771個	3人
	第71回新株予約権	2,649個	3人
	第72回新株予約権	2,284個	2人
社外取締役	第81回新株予約権	1,044個	2人
	第17回新株予約権	15個	1人
	第22回新株予約権	13個	1人
	第36回新株予約権	12個	1人
	第47回新株予約権	15個	1人
	第57回新株予約権	54個	3人
	第70回新株予約権	63個	3人
監査役	第48回新株予約権	15個	1人
	第58回新株予約権	54個	3人
	第69回新株予約権	63個	3人

- (注) 1. 上記新株予約権については、その目的となる株式の数は1個当たり100株となっています。  
 2. 表中の「取締役」は社外取締役を含みません。

## 2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

(1) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権等の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	行使価額 (1個当たり)	権利行使期間
第76回新株予約権 (2019年1月18日決議)	51,294個	普通株式 5,129,400株	無償	1円	2020年2月1日 ～2029年2月1日
第77回新株予約権 (2019年1月18日決議)	4,200個	普通株式 420,000株	無償	1円	2020年3月1日 ～2029年3月1日
第78回新株予約権 (2019年2月22日決議)	1,570個	普通株式 157,000株	無償	1円	2020年3月1日 ～2029年3月1日
第79回新株予約権 (2019年4月26日決議)	45,201個	普通株式 4,520,100株	無償	1円	2020年5月1日 ～2029年5月1日
第80回新株予約権 (2019年4月26日決議)	1,320個	普通株式 132,000株	無償	1円	2020年5月1日 ～2029年5月1日
第81回新株予約権 (2019年4月26日決議)	11,135個	普通株式 1,113,500株	無償	1円	2019年11月1日 ～2059年5月1日
第82回新株予約権 (2019年7月26日決議)	21,336個	普通株式 2,133,600株	無償	1円	2020年8月1日 ～2029年8月1日
第83回新株予約権 (2019年10月25日決議)	38,111個	普通株式 3,811,100株	無償	1円	2020年11月1日 ～2029年11月1日
第84回新株予約権 (2019年10月25日決議)	1,770個	普通株式 177,000株	無償	1円	2020年11月1日 ～2029年11月1日

(注) 1. 新株予約権の権利行使期間については、その最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

2. 第76回新株予約権、第77回新株予約権、第78回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの

- とする)。
- iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35% (ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。) について権利行使することができる (権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65% (ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。) について権利行使することができる (権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。
  - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等 (日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。) についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
- 3.第79回新株予約権、第80回新株予約権、第82回新株予約権、第83回新株予約権、第84回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役 (社外取締役は除く。)、執行役員、監査役または従業員 の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時 (退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日) までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、及び諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 二) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の15%について権利行使することができる (権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。
  - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の35% (ただし、発行日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の35%までとする。) について権利行使することができる (権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。
  - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の65% (ただし、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の65%までとする。) について権利行使することができる (権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。
  - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ホ) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等 (日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。) についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

- i) 現金による受領
  - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
  - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
  - iv) その他当社が定める方法
4. 第81回新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
- イ) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれかが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - ロ) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ハ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
  - 二) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
    - i) 現金による受領
    - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当
    - iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除
    - iv) その他当社が定める方法



## (2) 当社従業員、当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権等の区分別の状況

区分	名称	新株予約権等の数	株数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	第76回新株予約権	24,019個	2,401,900株	5,709名
	第79回新株予約権	912個	91,200株	13名
	第81回新株予約権	10,918個	1,091,800株	52名
	第82回新株予約権	13,232個	1,323,200株	5,860名
当社子会社の役員及び従業員 (当社の役員及び従業員を除く)	第76回新株予約権	27,275個	2,727,500株	2,708名
	第77回新株予約権	4,200個	420,000株	321名
	第78回新株予約権	1,570個	157,000株	20名
	第79回新株予約権	44,289個	4,428,900株	1,480名
	第80回新株予約権	1,320個	132,000株	8名
	第81回新株予約権	217個	21,700株	1名
	第82回新株予約権	8,104個	810,400株	2,424名
	第83回新株予約権	38,111個	3,811,100株	1,002名
第84回新株予約権	1,770個	177,000株	27名	

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等

(2019年12月31日時点)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	<small>みき たに ひろ し</small> 三木谷 浩史	会長兼社長最高執行役員 グループカンパニーディビジョングループプレジデント 合同会社クリムゾングループ代表社員、楽天ヴィッセル神戸株式会社代表取締役会長、一般社団法人新経済連盟代表理事、公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長、株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー、Rakuten Medical, Inc. Chairman & CEO、楽天モバイル株式会社代表取締役会長
代表取締役副会長	<small>ほ さか まさ ゆき</small> 穂坂 雅之	副会長執行役員 フィンテックグループカンパニープレジデント 楽天カード株式会社代表取締役社長
取締役	<small>チャールズ・B・バクスター</small> Charles B. Baxter	－ (Rakuten USA, Inc. Chairman & Director)
取締役 社外 独立役員	<small>く た ら ぎ けん</small> 久夛良木 健	サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役社長兼CEO 株式会社GA technologies社外取締役 スマートニュース株式会社社外取締役
取締役 社外	<small>サラ・J・M・ワイトリー</small> Sarah J. M. Whitley	Foundation Scotland Trustee Edinburgh International Festival Endowment Fund Chair The Royal Scottish Academy Foundation Trustee
取締役 社外 独立役員	<small>み たち たか し</small> 御立 尚資	京都大学経営管理大学院客員教授、DMG森精機株式会社社外取締役、ユニ・チャーム株式会社社外取締役、公益財団法人大原美術館理事、東京海上ホールディングス株式会社社外取締役、株式会社ボストン・コンサルティング・グループ シニア・アドバイザー、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン専務理事
取締役 社外 独立役員	<small>むら い じゅん</small> 村井 純	慶應義塾大学環境情報学部教授、株式会社ブロードバンドタワー社外取締役、株式会社ラック社外取締役、HAPSモバイル株式会社社外取締役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役 (常勤) 社外	うちだ たか ひで 内田 貴秀	—
監査役 (常勤) 社外 独立役員	ひらもと まさ ひで 平本 公秀	—
監査役 社外 独立役員	ひらた たけ お 平田 竹男	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授、早稲田大学資源戦略研究所所長、内閣官房参与、日本スポーツ産業学会会長、株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外監査役
監査役 社外	やまぐち かつ ゆき 山口 勝之	フリービット株式会社社外監査役、株式会社ブレインパッド社外監査役、株式会社博報堂D Y ホールディングス社外監査役、Lex Mundi Director、西村あさひ法律事務所ニューヨーク事務所執行パートナー

- (注) 1. 取締役 三木谷浩史氏は2020年1月6日付で楽天モバイル株式会社のCEOに就任しました。
2. 2019年3月28日開催の第22回定時株主総会において、Sarah J.M. Whitley氏は取締役に新たに選任され、就任しました。
3. 取締役 久寿良木健、Sarah J.M. Whitley、御立尚資、村井純の4氏は、社外取締役です。
4. 監査役 内田貴秀、平本公秀、平田竹男、山口勝之の4氏は、社外監査役です。
5. 取締役 御立尚資氏は、京都大学経営管理大学院客員教授であり、当社は同大学に対して寄付等を行っていますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパンの専務理事であり、当社は同団体に対して寄付を行っていますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
6. 取締役 村井純氏は、慶應義塾大学環境情報学部教授であり、当社は同大学が運営の一部を担う国際標準化団体に対して会費の支払いを行っていますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、株式会社ブロードバンドタワー及び株式会社ラックの社外取締役であり、それぞれ当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
7. 監査役 平田竹男氏は、早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授及び同大学資源戦略研究所所長であり、当社は同大学に対して研究費用の支払いを行っていますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。また、同氏は、日本スポーツ産業学会の会長であり、当社は同団体に対して会費の支払いを行っていますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
8. 監査役 山口勝之氏は西村あさひ法律事務所ニューヨーク事務所の執行パートナーであり、同所は当社に対して役務提供等の取引関係がありますが、2019年度におけるその割合は、当社売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満です。
9. 当社は、久寿良木健、御立尚資、村井純、平本公秀、平田竹男の5氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の社外取締役及び社外監査役といずれも当該責任限定契約を締結しています。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	8名	256百万円
監査役	4名	68百万円

- (注) 1. 上記には、2019年3月28日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれています。  
 2. 上記の金額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与相当額は含まれていません。  
 3. 上記の金額には、社外役員（取締役5名及び監査役4名）の報酬等の総額136百万円が含まれています。  
 4. 上記のほか、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額は取締役7名に対して324百万円、監査役4名に対して5百万円です。これらのうち、社外役員（取締役4名及び監査役4名）に係る費用計上額は10百万円です。

## 4. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、1.の注記に記載のとおりです。

## (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外 取締役	くたらぎけん 久多良木 健	12回/12回 (出席率100%)	—	主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	サラ・J. M. ウィットリー Sarah J. M. Whitley	8回/9回 (出席率89%)	—	主に投資家としての幅広い知見と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	みたち たかし 御立 尚資	12回/12回 (出席率100%)	—	主に経営コンサルタントとしての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	むらい じゅん 村井 純	11回/12回 (出席率92%)	—	主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
社外 監査役	うちだ たかひで 内田 貴秀	12回/12回 (出席率100%)	6回/6回 (出席率100%)	主に金融事業、企業経営等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	ひらもと まさひで 平本 公秀	12回/12回 (出席率100%)	6回/6回 (出席率100%)	主に金融事業、企業経営等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	ひらた たけお 平田 竹男	12回/12回 (出席率100%)	6回/6回 (出席率100%)	主にスポーツ、教育等に関する幅広い知識と経験から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。
	やまぐち かつゆき 山口 勝之	11回/12回 (出席率92%)	6回/6回 (出席率100%)	主に弁護士としての幅広い知識と経験、また企業法務の専門家としての見地から、適宜質問、意見表明等の発言を行っています。

(注) Sarah J. M. Whitley氏については、2019年3月28日取締役就任後の状況を記載しています。

## 5 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額  
167百万円
- (2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
600百万円

- (注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記(1)の金額については、これらの合計額をそのまま記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

### 3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、主に連結子会社における社債発行に伴うコンサルティング業務及びコンフォートレター作成業務を委託し、その対価を支払っています。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6 会社の体制及び方針

### 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主還元については、中長期的な成長に向けた投資や財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定的・継続的に配当を行うよう努めています。必要となる株主資本の水準については、以下の考え方を基本としています。

- ・ 拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要な財務基盤を整えておくこと
- ・ 事業活動及び資産のリスクと比較して充分であること
- ・ 安定的な資金調達を行う上で必要な格付けを維持すること及び監督規制上求められる水準を充足していること

当事業年度につきましては、2020年2月13日開催の取締役会において、利益剰余金を配当原資とし、1株当たり4.5円（前事業年度は1株当たり4.5円）とすることを決定しました。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会です。剰余金配当は期末配当による原則年1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、経営環境等の状況を勘案の上で判断していきます。

なお、自己株式の取得につきましては、株主価値の向上に資する財務政策として、機動的に判断していきます。

(参考) 1株当たり配当金の推移

	第20期 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	第21期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	第22期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	第23期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり配当金 (円)	4.50	4.50	4.50	4.50

(注) 本事業報告に記載の金額については、特段の注記のない限り、表示単位の端数を四捨五入して表示しています。

## 連結財政状態計算書 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び現金同等物	1,478,557	仕入債務	329,483
売上債権	222,485	銀行事業の預金	3,160,748
証券事業の金融資産	1,976,009	証券事業の金融負債	1,860,645
カード事業の貸付金	1,828,216	デリバティブ負債	10,172
銀行事業の有価証券	272,711	社債及び借入金	1,727,096
銀行事業の貸付金	1,049,993	その他の金融負債	820,440
保険事業の有価証券	287,200	未払法人所得税等	12,952
デリバティブ資産	28,050	引当金	109,845
有価証券	163,259	保険事業の保険契約準備金	318,090
その他の金融資産	390,234	退職給付に係る負債	11,374
持分法で会計処理されている投資	177,199	繰延税金負債	2,049
有形固定資産	376,424	その他の負債	65,603
無形資産	609,450	<b>負債合計</b>	<b>8,428,497</b>
繰延税金資産	80,153	<b>資本の部</b>	
その他の資産	225,757	親会社の所有者に帰属する持分	735,672
<b>資産合計</b>	<b>9,165,697</b>	資本金	205,924
		資本剰余金	224,379
		利益剰余金	413,603
		自己株式	△92,305
		その他の資本の構成要素	△15,929
		<b>非支配持分</b>	<b>1,528</b>
		<b>資本合計</b>	<b>737,200</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>9,165,697</b>

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。



# 連結損益計算書 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
継続事業	
売上収益	1,263,932
営業費用	1,266,902
その他の収益	86,901
その他の費用	11,186
営業利益	72,745
金融収益	3,642
金融費用	9,027
持分法による投資損失	111,918
税引前当期損失	44,558
法人所得税費用	△11,490
当期損失	33,068
当期損失の帰属	
親会社の所有者	31,888
非支配持分	1,180
当期損失	33,068

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

## 貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>685,994</b>	<b>流動負債</b>	<b>652,493</b>
現金及び預金	180,209	買掛金	20,578
売掛金	132,027	コマーシャル・ペーパー	84,000
商品	9,448	短期借入金	40,800
貯蔵品	423	1年内償還予定の社債	40,000
前払費用	15,211	未払金	226,646
未収入金	205,744	未払費用	26,816
未収還付法人税等	1,958	前受金	4,732
関係会社短期貸付金	128,166	預り金	86,951
その他	13,157	ポイント引当金	101,092
貸倒引当金	△352	賞与引当金	4,480
<b>固定資産</b>	<b>1,331,123</b>	仮受金	551
<b>有形固定資産</b>	<b>26,169</b>	その他	15,843
建物	8,602	<b>固定負債</b>	<b>857,124</b>
機械装置及び運搬具	718	社債	428,856
工具、器具及び備品	6,033	長期借入金	311,600
土地	478	退職給付引当金	4,268
建設仮勘定	4,456	資産除去債務	5,430
その他	5,879	その他	106,969
<b>無形固定資産</b>	<b>102,073</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,509,617</b>
のれん	10,877	<b>純資産の部</b>	
特許権	1,030	株主資本	484,641
商標権	365	<b>資本金</b>	<b>205,924</b>
ソフトウェア	45,212	<b>資本剰余金</b>	<b>175,724</b>
ソフトウェア仮勘定	10,097	資本準備金	173,460
その他	34,490	その他資本剰余金	2,263
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,202,880</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>195,214</b>
投資有価証券	6,786	その他利益剰余金	195,214
関係会社株式	1,111,883	繰越利益剰余金	195,214
関係会社出資金	645	<b>自己株式</b>	△92,222
関係会社長期貸付金	8,894	評価・換算差額等	1,150
破産更生債権等	1,478	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>1,150</b>
長期前払費用	2,450	新株予約権	21,709
敷金及び保証金	11,141	<b>純資産合計</b>	<b>507,501</b>
繰延税金資産	51,699	<b>負債純資産合計</b>	<b>2,017,118</b>
その他	9,639		
貸倒引当金	△1,738		
<b>資産合計</b>	<b>2,017,118</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 損益計算書 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		541,755
売上原価		181,181
売上総利益		360,573
販売費及び一般管理費		366,229
営業損失		5,655
営業外収益		
受取利息	1,983	
受取配当金	26,416	
為替差益	9,692	
その他	2,896	40,988
営業外費用		
支払利息	10,813	
支払手数料	4,781	
その他	331	15,926
経常利益		19,406
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	4,298	
投資有価証券売却益	1,622	
関係会社清算益	25	
その他	33	5,981
特別損失		
固定資産除却損	1,287	
減損損失	193	
投資有価証券売却損	2,578	
関係会社株式評価損	3,580	
投資有価証券評価損	2,376	
関係会社貸倒引当金繰入額	232	
事業再編損	11,594	
その他	833	22,677
税引前当期純利益		2,710
法人税、住民税及び事業税	△149	
法人税等調整額	△12,933	△13,082
当期純利益		15,792

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月21日

楽 天 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋田	毅 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤	勇 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒木	賢治 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、楽天株式会社との2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

**連結計算書類に対する経営者の責任**

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、楽天株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月21日

楽 天 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋田	毅	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤	勇	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒木	賢治	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、楽天株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月21日

## 楽天株式会社 監査役会

常勤監査役	平本	公秀	Ⓔ
常勤監査役	内田	貴秀	Ⓔ
監査役	平田	竹男	Ⓔ
監査役	山口	勝之	Ⓔ

(注) 監査役 平本 公秀・監査役 内田 貴秀・監査役 平田 竹男 及び監査役 山口 勝之は会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査役であります。

## 株主メモ

事業年度 毎年1月1日から12月31日まで

定時株主総会 毎年3月下旬

基準日 毎年12月31日

単元株式数 100株

公 告 電子公告  
<https://corp.rakuten.co.jp/investors/koukoku/>  
 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

### 株式事務のご案内

- 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関  
 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
 三井住友信託銀行株式会社
- 株主名簿管理人事務取扱場所  
 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
 [電話照会先] 0120-782-031  
 9時～17時 土日・祝日除く  
 [郵送物送付先] 〒168-0063  
 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

### 株式等に関するマイナンバーお届出のご案内

2016年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されています。株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主様のマイナンバーについては、お取引の証券会社等へお届出ください。

#### ■ 株式関連業務におけるマイナンバーの利用

法令に基づき、「配当金に関する支払調書」及び「単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書」等には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出します。

#### ■ お問合せ先

- 証券口座にて株式を管理されている株主様：お取引の証券会社までお問い合わせください。
- 証券会社とのお取引がない株主様：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部までお問い合わせください。

# 楽天のサステナビリティ

イノベーションを通じて人々と社会をエンパワーメントする企業グループとして、今後もステークホルダーの皆様から信頼され続ける企業を目指します。

## ESG (環境・社会・ガバナンス) コミュニケーション

当社は、本業を通じた社会課題の解決に取り組み、全ての人々にとって持続可能な社会の実現を目指しています。私たちの活動を投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの方々に向けて適切にお伝えするため、透明性のあるESG情報の開示に努めています。

2019年は、当社ウェブサイトのサステナビリティページとコーポレートレポートを、より網羅的で具体的な内容へと一新しました。その結果、持続可能な成長を期待される企業として評価され、以下のESGインデックスに組み入れられています。

### ■ 外部評価・表彰

#### MSCI指数\*

ESG面で優れた企業によって構成されるMSCI各種インデックスの構成銘柄に選定



2019 Constituent  
MSCI ジャパンESG  
セレクト・リーダーズ指数



2019 Constituent  
MSCI ESG  
Leaders Indexes



2019 Constituent  
MSCI日本株  
女性活躍指数 (WIN)

#### FTSE4Good Index Series

ESGの観点で優れた企業で構成される、FTSE Russellによる各種株式指数の構成銘柄に選定



FTSE4Good



FTSE Blossom  
Japan

#### S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数

TOPIXをユニバースとし、環境情報の開示状況、炭素効率性の水準に着目して構成される株式指数に選定



#### Dow Jones Sustainability Asia Pacific Index

持続可能性に優れたアジア・太平洋の企業で構成される株式指数に選定



\* 楽天株式会社がMSCIインデックスに含まれること、および本ページにおけるMSCIのロゴ、商標、サービスマークまたはインデックス名の使用は、MSCIまたはその関連会社による楽天株式会社への後援、保証、販促には該当しません。MSCIの独占的所有権：MSCI、MSCIインデックス名およびロゴは、MSCIまたはその関連会社の商標もしくはサービスマークです。

詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください >>> <https://corp.rakuten.co.jp/sustainability/>



## 環境への取り組み

当社は、国際イニシアチブ「RE100」に加盟することを発表し、2025年までに自社の事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギーにすることを目指します。

また、今後オフィス、データセンターや物流センターなどの拠点において、「RE100」達成に向けた取り組みを推進し、2025年までに電力消費により排出される温室効果ガス排出量ゼロを目指します。

近年深刻化する気候変動は、当社グループの事業を含むビジネスや全ての人類に影響を与える切実な問題です。この差し迫った課題に取り組むため、私たちは低炭素社会の実現を目指していきます。

RE 100 | THE CLIMATE GROUP | CDP  
ENVIRONMENTAL LEADERSHIP



詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください >>> <https://corp.rakuten.co.jp/sustainability/environment>

## 人材開発の取り組み

当社は、全ての社員に様々なキャリアのチャンスを提供し、日常の業務や新しいサービスの創出に必要な技術的スキルの開発だけでなく、社員それぞれの能力をキャリア全体において最大限に発揮するための、ビジネススキルの向上や自己啓発に関するサポートを実施しています。

### ■ 質の高い研修プログラム

当社では「階層別研修」、「ビジネススキル研修」、「Englishnization」の3つのカテゴリーに分類された様々な研修プログラムを提供しています。2019年は、38の研修プログラムが当社の全社員に提供されました。参加した社員からは、満足度、理解度、実用性の面で、平均して80%を超える前向きなフィードバックを得ることができました。

2019年の  
1社員当たりの  
クラスルーム形式の  
平均研修時間

10時間以上



データ範囲：楽天株式会社

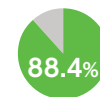
### ■ フィードバック文化の形成

マネージャーとメンバーの相互の信頼とコンピテンシーを伸ばすための、定期的な話し合いの機会として1on1ミーティングを導入しています。1on1ミーティングによって相互の信頼関係を築くことができるとともに、タイムリーで定期的なフィードバックを得ることで、次に取るべき行動が明確になり、社員の成長につながります。

2019年の  
1on1実施率



2019年の  
1on1満足度



データ範囲：楽天株式会社

詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください >>> <https://corp.rakuten.co.jp/sustainability/employees>

# 株主優待制度のご案内

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社グループのサービスをより多くの方にご理解いただくことを目的として、株主優待制度を導入しています。この度、株主の皆様からお寄せいただいたご意見等を踏まえ、当社グループが提供するサービスでご利用可能なオンライン上の電子マネーである楽天キャッシュを新たに追加するなど、株主優待制度の内容を変更いたしました。株主様の多様なニーズにお応えし、利便性を向上するものであります。ご優待①～②は株主様ご優待専用サイトでのお申込みが必要となります。P.67申込み方法をご確認のうえ、お申込みください。

## 第23期 ご優待内容

**① 楽天キャッシュ** より多くの株主の皆様当社株式を長期に渡って保有いただくことを目的に、保有株式数と保有期間に応じた楽天キャッシュを進呈いたします。

保有株式数	保有期間	楽天キャッシュ付与額
100株 (1単元)～	5年未満	¥500
	5年以上	¥1,000
1,000株 (10単元)～	5年未満	¥1,000
	5年以上	¥1,500
5,000株 (50単元)～	5年未満	¥1,500
	5年以上	¥2,000
10,000株 (100単元)～	5年未満	¥2,000
	5年以上	¥2,500

※楽天キャッシュはお申込み順で付与期間内に順番で付与いたします。付与日の指定はできません。

※楽天キャッシュにおける、継続5年以上保有の対象者とは、2014年12月31日の当社株主名簿を計算の起点とし、株主名簿確定基準日(6月30日及び12月31日)の当社株主名簿に、同一株主番号で連続11回以上記載又は記録された株主様となります。相続や株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合、保有株式を全て売却する等して株主名簿に記載されていない期間がある場合は、その直後の基準日から起算といたします。なお、保有株式数は、2019年12月31日を基準とし、途中の基準日の保有株式数については考慮いたしません。

### 申込み期間・付与期間：

申込み期間	付与期間
3月12日(木)～4月15日(水)	4月24日(金)～5月1日(金)
4月16日(木)～6月15日(月)*	6月24日(水)～7月1日(水)

※楽天キャッシュのお申込み受付期限は、**2020年6月15日(月)16時59分**です。



### 楽天キャッシュとは

楽天市場、楽天トラベル、ラクマ等のインターネットサービスと、楽天ペイアプリ加盟店等でお支払いにご利用いただけるオンライン上の電子マネーです。

#### チャージ方法

- ラクマの売上金から
- クレジットカードから
- 銀行口座から

#### 利用できる場所

- 楽天の様々なサービスを含むネットで
- 楽天ペイアプリ加盟店である全国の様々なお店で

## 楽天キャッシュの使える場所 街でもネットでも、使えるお店が増えています

ネットで				
<b>Rakuten</b>	<b>R Pay</b>	<b>Rakuten</b> ラフマ	<b>Rakuten</b> Travel	<b>Rakuten</b> ブックス
<b>Rakuten</b> toto	<b>Rakuten</b> Mobile	<b>Rakuten</b> Delivery	<b>Rakuten</b> GORA	<b>Rakuten</b> 楽天銀行
<b>Rakuten</b> MAGAZINE	<b>Rakuten</b> Energy	<b>Rakuten</b> RAXY	<b>Rakuten</b> music	<b>Rakuten</b> 写真館
<b>Rakuten</b> チケット	<b>Rakuten</b> Ragri	<b>Rakuten</b> コレクション	等	

街で

楽天ペイアプリ加盟店である全国のコンビニやドラッグストア、飲食店、家電量販店等、様々なお店でご利用いただけます

「App Store」又は「Google Play」で「楽天ペイ」と検索し、アプリをダウンロード



- ※楽天ペイアプリ加盟店でのご利用には楽天ペイアプリのダウンロード、登録が必要となります。
- ※同一楽天IDで複数回お申込みいただくことはできません。
- ※楽天キャッシュは楽天スーパーポイントと合わせて送料、手数料、消費税を含む注文代金に利用可能です。選択した支払い方法やショップの対応により、送料、手数料のお支払いが別途発生する場合があります。楽天キャッシュ、楽天スーパーポイントそれぞれ単独で利用下限に達していない場合は、利用することはできません。
- ※楽天キャッシュは10年間、チャージ、送付、受取、出金、使用のいずれのご利用もない場合、失効します。有効期限は最後に楽天キャッシュのチャージ、送付、受取、出金、使用を行った時点から計算されます。
- ※株主優待で付与された楽天キャッシュを換金（現金化）することはできません。
- ※2020年3月以降「楽天スーパーポイント」は「楽天ポイント」に表記を変更予定です。

## ② 楽天トラベル 国内宿泊クーポン（総額2,000円相当）

申込み期間・楽天トラベルクーポンの発行時期及び予約期限：

申込み期間	発行時期	予約期限
3月12日(木)～4月15日(水)	5月1日(金)	7月31日(金)
4月16日(木)～6月15日(月)*	7月1日(水)	9月30日(水)

## Rakuten RaCoupon

楽天グループのクーポンサービス  
「RaCoupon(ラ・クーポン)」

- ※楽天トラベルクーポンのお申込み受付期限は、2020年6月15日(月)16時59分です。
- ※クーポンとは楽天グループのサービス「RaCoupon(ラ・クーポン)」であり、ご利用にあたり楽天会員の登録が必要です。
- ※同一楽天IDで複数回お申込みいただくことはできません。
- ※「2名様以上のご旅行にご利用いただける国内宿泊2,000円クーポン1枚」又は「1名様以上のご旅行にご利用いただける国内宿泊1,000円クーポン1枚(1会員様2回まで利用可能)」の選択制となります。
- ※本クーポンは国内宿泊予約のみご利用いただけます。それ以外のサービス(楽パック(航空券+宿)、日帰り・デイユース等)ではご利用いただけません。また一部ご利用いただけない施設があります。
- ※2020年10月末までのご旅行にご利用いただけます。

詳細については、株主様ご優待専用サイトをご覧ください。 >>> <https://r10.to/kabu>

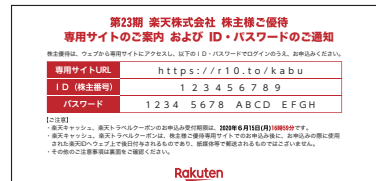
申込み方法

STEP  
1

ID・パスワード通知書のご準備

お手元に、本招集ご通知と同封の「第23期 楽天株式会社 株主様ご優待 専用サイトのご案内 及び ID・パスワードのご通知」をご準備ください。

①～②のご優待お申込みの際に必要となります。



※画像はイメージです。株主様それぞれにID・パスワードをご通知しています。

STEP  
2

株主様ご優待専用サイトにアクセス

パソコン、タブレット、スマートフォン等から、インターネットで株主様ご優待専用サイトへアクセスしてください。以下のURLをウェブブラウザのアドレスバーに入力することでアクセスできます。

**専用サイトURL**      **https://r10.to/kabu**

STEP  
3

株主様ご優待専用サイトにログインし、お申込み

ID・パスワード通知書に記載のID・パスワードをご入力の上、ログインしてください。

ログイン後、画面の案内にしたがって各ご優待のお申込みを行ってください。



※専用サイトログインページのイメージです。

STEP  
4

完了画面を確認

完了画面が表示されるとお申込みは完了となります。



## よくあるご質問

### Q どのような株主が優待を受けられますか？

- A 毎年12月末時点の株主名簿に記載された100株(1単元)以上の当社株式を保有する株主様が対象です。12月末時点の株主名簿に記載されるためには、権利付最終日(第23期の場合は2019年12月26日時点)の取引終了時に当社株式を保有している必要があります。

### Q 2種類の優待全て受けられますか？

- A はい。対象となる株主様は、①～②の全ての優待をご利用いただけます。

### Q 株主優待の内容は毎年同じですか？

- A いいえ。変更する可能性があります。当社は、株主様のご利用状況・ご意見等を勘案し、毎年優待内容について検討しています。

### Q 長期保有していますが、保有年数に応じた優待は行っていないのですか？

- A 本年度より、保有株式数と保有期間に応じた楽天キャッシュを進呈させていただく内容へ変更しました。詳細については、P.65株主優待制度のご案内 ①楽天キャッシュ をご参照ください。

### Q 楽天キャッシュや楽天トラベルクーポンの受取はどこで確認できるのですか？

- A RaCoupon(ラ・クーポン)サイトのmyクーポンのページで保有する楽天キャッシュ及び楽天トラベルクーポンをご確認いただけます。

### Q ID・パスワード通知書を紛失してしまいました。

- A 対象となる株主様には、本招集ご通知に同封して2020年3月12日付でID・パスワード通知書を発送しています。紛失された場合は、当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031 9時～17時 土日・祝日除く

## ご優待に関するお問合せ

ご優待の内容、お申込み方法に関してご不明な場合、当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社の当社株主優待 専用ダイヤルまでお問い合わせください。

株主優待 専用ダイヤル ☎ 0120-635-203 9時～17時 土日・祝日除く

受付期間：2020年3月13日～2020年7月3日

※受付期間外は、株主様ご優待専用サイトよりお問い合わせください。

〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

<メモ欄>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# 定時株主総会会場ご案内図

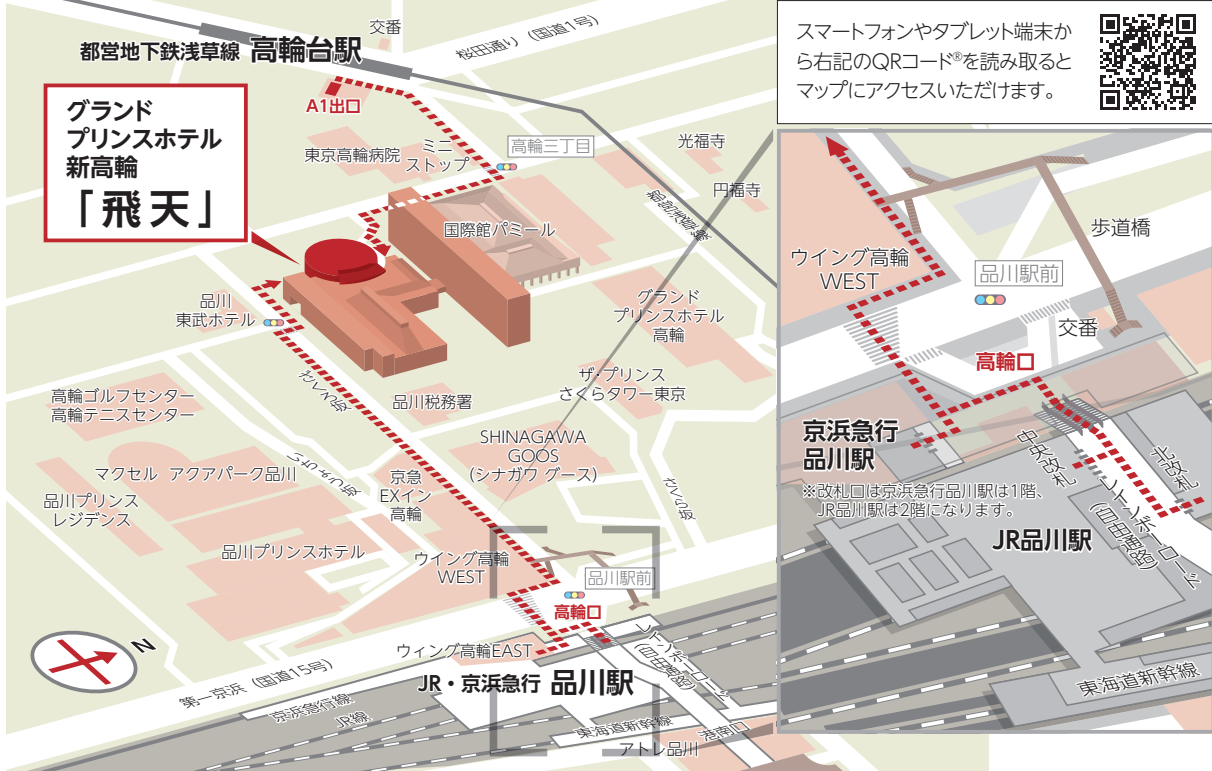
会場

東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」

電話 03-3442-1111(代表)

交通機関のご案内

- JR・京浜急行:品川駅高輪口より徒歩約8分
- 都営地下鉄浅草線:高輪台駅A1出口より徒歩約6分



- 株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

● QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

楽天株式会社  
<https://corp.rakuten.co.jp/>

